

# ポケット六法 令和七年版 有効な改正前規定

## 「有効な改正前規定」について

ポケット六法は、基準日（令和六年八月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、ポケット六法に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法では、実際に効力をもっている条文を調べることができなくなってしまうのです。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和七年四月二日から令和八年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和八年四月一日以降に施行されるものについては、ポケット六法本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和六年一〇月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和七・二・一三までに施行」などと表記しています。また、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、ポケット六法に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和六年一〇月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

（内容現在）令和六年一〇月一日  
〔掲載内容〕ポケット六法令和七年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。  
〔施行期日の範囲〕令和七年四月二日から令和八年三月三十一日まで（令和八年四月一日以降のものはポケット六法に注記を加えて掲載した。）  
〔掲載の原則〕該当する条文を条ごとに掲載した。ただしポケット六法と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。

〔改正法一覽〕各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。

〔施行日決定一覽〕ポケット六法基準日（令和六年八月一日）から同年一〇月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法 令 名	施行期日	施行期日を定めた法令
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五法四八）附則第一條第三号	令和七・五・二六	令和六・九・二政三〇四
大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和五法八四）附則第一條	令和六・二・一二	令和六・九・二政二八二
官報の発行に関する法律（令和五法八五）附則第一條	令和七・四・一	令和六・九・二政三〇九
道路交通法の一部を改正する法律（令和六法三四）附則第一項第一号	令和六・二・一	令和六・九・四政七二
育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六法四二）附則第一條第二号	令和七・一〇・一	令和六・九・二政二八〇

# 目次

## 公 法

- 日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成 九法五) . . . . . 三
- 国籍法 (昭和五法一四七) . . . . . 四
- 個人情報保護の保護に関する法律 (平成一五法五七) . . . . . 四
- 議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律 (昭和三法三五) . . . . . 四
- 公職選挙法 (昭和五法一〇〇) . . . . . 五
- 政党助成法 (平成六法五) . . . . . 六
- 裁判所法 (昭和二法五九) . . . . . 七
- 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (平成一六法六三) . . . . . 七
- 検察庁法 (昭和二法六一) . . . . . 八
- 弁護士法 (昭和四法二〇五) . . . . . 八
- 国家公務員法 (昭和三法二一〇) . . . . . 八
- 地方自治法 (昭和三法六七) . . . . . 九
- 地方公務員法 (昭和五法二六) . . . . . 九
- 行政不服審査法 (平成二六法六八) . . . . . 九
- 警察法 (昭和二法一六一) . . . . . 一〇
- 警察官職務執行法 (昭和三法三三〇) . . . . . 一〇
- 破壊活動防止法 (昭和七法二四〇) . . . . . 一〇
- 道路交通法 (昭和九法一〇五) . . . . . 一一
- 道路法 (昭和九法一六五) . . . . . 一一
- 都市計画法 (昭和四法一〇〇) . . . . . 一二
- 公害紛争処理法 (昭和四法一〇八) . . . . . 一二
- 学校教育法 (昭和三法二六) . . . . . 一三

## 民 事 法

- 民法 (明治二九法八九) . . . . . 一四
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (平成一八法四八) . . . . . 一四
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成一八法四九) . . . . . 一四
- 不動産登記法 (平成一六法二三) . . . . . 一五
- 出資の受人れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二九法二九五) . . . . . 一五
- 消費契約法 (平成二二法六) . . . . . 一六
- 割賦販売法 (昭和三六法五九) . . . . . 一六
- 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (平成一三法三七) . . . . . 一六
- 戸籍法 (昭和三法三四) . . . . . 一七
- 児童福祉法 (昭和二法六四) . . . . . 一七
- 児童虐待の防止等に関する法律 (平成二二法八二) . . . . . 一八
- 会社法 (平成一七法六六) . . . . . 一八
- 社債、株式等の振替に関する法律 (平成三法七五) . . . . . 一九
- 担保付社債信託法 (明治三八法五五) . . . . . 一九
- 人事訴訟法 (平成一五法一〇九) . . . . . 一九
- 家事事件手続法 (平成三法五三) . . . . . 二〇
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成三法三三) . . . . . 二〇
- 民事調停法 (昭和六法三三二) . . . . . 二〇
- 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 (平成一六法四四) . . . . . 二二
- 民事執行法 (昭和四法四五) . . . . . 二二
- 民事保全法 (平成一法九) . . . . . 二二
- 破産法 (平成一六法七五) . . . . . 二二

## 刑 事 法

- 民事再生法 (平成一法二三五) . . . . . 二三
- 会社更生法 (平成四法二五四) . . . . . 二三
- 刑法 (明治四〇法四五) . . . . . 二四
- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 (平成一五法二一〇) . . . . . 二九
- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成二法二三六) . . . . . 二九
- 航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和四五法六八) . . . . . 三〇
- 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律 (昭和四五法一四二) . . . . . 三〇
- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成一法二八) . . . . . 三一
- 公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律 (平成二二法一四〇) . . . . . 三一
- 爆発物取締罰則 (明治七七法三三) . . . . . 三一
- 暴力行為等処罰二関スル法律 (天正一五法六〇) . . . . . 三一
- 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律 (平成二五法八六) . . . . . 三二
- 人質による強要行為等の処罰に関する法律 (昭和五三法四八) . . . . . 三二
- 盗犯等ノ防止及処分二関スル法律 (昭和五三法九) . . . . . 三二
- 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三法三六) . . . . . 三三
- 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成一法五二) . . . . . 三三
- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律 (平成二六法二六) . . . . . 三三
- 臓器の移植に関する法律 (平成九法一〇四) . . . . . 三四
- 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二八法一四) . . . . . 三四
- 大麻草の栽培の規制に関する法律 (昭和三法二四) . . . . . 三四
- 覚醒剤取締法 (昭和二六法五二) . . . . . 三五
- 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律 (平成三法九四) . . . . . 三五
- ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成二法八) . . . . . 三五
- 刑事訴訟法 (昭和三法三三) . . . . . 三六
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (平成二法三七) . . . . . 三七
- 少年法 (昭和二法一六八) . . . . . 三七
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律 (平成一七法五〇) . . . . . 三八
- 更生保護法 (平成一九法八八) . . . . . 三九

## 社 会 法

- 労働基準法 (昭和三法四九) . . . . . 四〇
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成二法七六) . . . . . 四〇
- 最低賃金法 (昭和四法三七) . . . . . 四一
- 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律 (平成三法一一) . . . . . 四一
- 労働審判法 (平成六法四五) . . . . . 四一

○労働組合法(昭和三四法二七四)……………四一

○職業安定法(昭和三三法二四)……………四二

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六〇法八)……………四二

○生活保護法(昭和五法一四四)……………四二

**産 業 法**

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和三五法四)……………四三

○不当景品類及び不当表示防止法(昭和三七法三四)……………四三

○金融商品取引法(昭和三三法三五)……………四四

○特許法(昭和三四法二二)……………四六

○商標法(昭和三四法二七)……………四六

○不正競争防止法(平成五法四七)……………四六

○著作権法(昭和四五法四八)……………四七

### ○日本国憲法の改正手続に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法第一編

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八)本則一七四条令七七・六一施行

#### ○組織的多数人員収及び利害誘導罪

第一〇九条 国民票に及び、次に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。  
一三三(略)

#### ○職權濫用による国民投票の自由妨害罪

第一一〇条 国民投票に関し、国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務者の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、国民投票広報協議会事務局の職員、投票管理者、開票管理者又は国民投票分会長若しくは国民投票分会長が故意にその職務の執行を怠り、又は正当な理由なくして国民投票運動を妨害するに追随し、その居位に立ち入る等その職權を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、四年以下の禁錮に処する。  
②国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員、中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務者の職員、選挙管理委員会の委員若しくは国民投票分会長若しくは国民投票分会長が、投票人に對し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

#### ○投票の秘密侵害罪

第一一二条 中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務者の職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、国民投票分会長若しくは国民投票分会長、国民投票事務に関係のある国若しくは地方公共団体の公務員、立会人(第五十九条第二項の規定により投票を補助すべき者及び第六十一条第三項の規定により投票に関する記載をすべき者を含む。以下同じ)又は監視者(第五十一条の二第一項に規定する共通投票所及び第六十条第一項に規定する期日前投票所を含む。次条第一項、第十四条及び第六十六条

において同じ)、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場を監視する職權を有する者(以下同じ)が投票人の投票した内容を表示したときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

#### ○投票干渉罪

第一一三条 投票所又は開票所において、正当な理由がなく、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。  
②法令の規定によるないで、投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

#### ○投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等

第一一四条 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長、国民投票分会長、立会人若しくは監視者若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、国民投票分会場若しくは国民投票会場を騷擾し、又は投票、投票箱その他開票に関する記録媒体を隠蔽し、電子的方式、磁氣的方式その他人知覚し難い記録媒体による電子的方式で作られる記録があつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体を含むものを抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、四年以下の懲役又は禁錮に処する。

#### ○多衆の国民投票妨害罪

第一一五条(一)首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。  
二 他人を指揮し、又は他人に準じていゝを助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。  
三 兇悪

#### ○前項の罪を犯すため多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けたことが回以上反してもなお解散しないときは、首謀者は、二年以下の禁錮若しくは、その他の者は、二十万円以下の罰金又は料に処する。

#### ○国民投票運動の規制違反

第一一七条 第一一条又は第二一条の規定を違反して国民投票運動をした者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

### ○国籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二条四号（令和七・六・一施行）

**（罰則）**  
第○条① 第三条第一項の規定による届出をする場合において、虚偽の届出をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
② 略

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### ○個人情報保護に関する法律

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則〇九条（令和七・六・一施行）

・情道通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法律の一部を改正する法律（令和六・六・一七法四六）附則一〇条（令和七・六・六までに施行）

**（欠格事由）**  
第二三条（住書略）  
四 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者  
五・六（略）

**（所掌事務）**  
第二三条（略）  
第二四条（略）  
四 特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報）の取扱いに関する監視又は監督並びに苦情の申出についての必要なあつせん及びその処理を行う事業者への協力に関すること  
五・九（略）

第一七六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六條第二項各号に定める業務若しくは第七十三條第五項若しくは第六十二條第一項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事した者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十條第一項第一号に係る個人情報ファイルその全部又は一部を複製し又は加工したものを含むを提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一七八条 第四百四十八條第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### ○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律

令和三年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二条（令和七・六・一施行）

第六六条（偽証の罪、自己による刑の減免）① この法律により宣誓した証人虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。  
② 前項の罪を犯した者が当該証言若しくは委員会又は両議院の合同審査会の審査又は調査の終る前であつて、且つ犯罪の発覚する前に自首したときは、その刑を減軽又は免除することができる。

第七七条（不出頭、書類不提出、宣誓拒絶の罪）① 正当の理由がなく、証人が不出頭せず、現在場所において証言すべきことの要求を拒み、若しくは要求された書類を提出しないとき、又は証人が宣誓若しくは証言を拒んだときは、一年以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。  
② 前項の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

第九九条（証人等への面会強要、威迫の罪）証人又はその親族若しくは、当該証人の出頭、証言又は書類の提出に関し、正当の理由がなく、面会を強要し、又は威迫する動をした者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一七九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第四百八十四條第一項において同じ）である場合にあつては、その役員、代表者又は管理人、若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関し取り扱つた個人情報データベース等）その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一八〇条 第四百七六條に規定する者が、その業務に関し知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第一八一條 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供するもので個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。



有効な改正前規定（政党助成法）

第三〇条（住吉略）

① 首謀者は、一年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。  
② 二人以上を指揮し又は他人に先導してその助けたる者は、六月以上五年以下の懲役又は禁錮に処する。

③ 前項の罪を犯したる多量集衆し当該役員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお散しないときは、首謀者は、二年以下に禁錮に処し、その他の者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

（虚偽事件の公表罪）

第三五条（一） 当選を得又は得るべき旨をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者とならんとする者の身分、職業若しくは経歴、その他の候補者の他の団体の所属、その他に係る候補者届出政務候補者の届出、その他に係る参議院事務届出政務候補者の届出又はその内容若しくは政党その他の団体の推薦等若しくは支持に関し虚偽の事項を公表し、又は二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。  
② 当選を得ない旨をもつて公職の候補者又は公職の候補者とならんとする者に関し虚偽の事項を公表し、又は事実をめぐめて公表したる者は、四年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

（氏名等の虚偽表示罪）

第三五条の五 当選を得若しくは得しめ又は得しめぬ旨をもつて真に反する氏名、姓名又は身分の表示をして郵便等、電報、電設はインターネット等を利用しての方法により通信したる者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（あいさつを目的とする有料広告の制限違反）

第三五条の六（略）

（あつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第三九条（一） 次の旨の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反）

第三九条の二（一） 次の旨の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第三九条の三（一） 次の旨の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第三九条の四（一） 次の旨の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第三九条の五（一） 次の旨の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（公務員等の選挙運動の制限違反）

第三九条の二（一） 国又は地方公共団体の公務員、行政執行法人又は特定地方単独行政法の役員又は職員及び公庫の役員（以下「公務員」という。）は、選挙の行われる区域において公職の候補者とならんとすることができない。ただし、当該公務員が参議院議員又は衆議院議員の選挙運動を行うときは、第二十九條の規定で次の各号に掲げる行為をなすときは、第一項十九條の規定で違反したる罰金に処する。

① 選挙の行われる区域、以下この項において、「当該選挙区」という。）において職務上の旅行又は職務上出席した会議その他の実の機会を利用して、当該選挙に関し、選挙人（以下「選挙人」という。）と接すること。  
② 第三十六條の二の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）

第三九条の三（一） 次の各号に掲げる者が、第三十二条の罪を犯し刑に処せられたとき、第四号及び第五号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたとき、当該公職の候補者又は公職の候補者とならんとする者、以下この条において、「公職の候補者等」という。）であつた者は、当該選挙は無効となり、かつ、これらの者は、第二百五十五條の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙が行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において、公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者であつた者が、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表区）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は無効とする。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の二（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の三（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の四（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の五（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の六（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の七（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の八（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（選挙犯罪による公職の候補者等に対する選挙権及び被選挙権の停止）

第五二条の九（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

○政党助成法

令和七年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令一覧  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八） 本則一六八条（令和七・六・一施行）  
・政治資金規正法の一部を改正する法律（令和六・六・二六法六四） 附則九条（和八・一・一施行）

（政治資金規正法の改正）

第五五条（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の二（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の三（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の四（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の五（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の六（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の七（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の八（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の九（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十一（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十二（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十三（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十四（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十五（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十六（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

（政治資金規正法の改正）

第五五条の十七（一） 次の各号に掲げる者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から禁錮以上の執行を終るまで、閉居若しくは刑の執行を受ける者又は裁判官が確定した日、刑の執行を受ける者とならざるまで、閉居若しくは刑の執行を受ける選挙権及び被選挙権を有しない。

の九月三十日までに公表するものとする。改正後の①  
②③改正により追加

第三案 政党(政治団体を含む。以下この条及び第四十八条において同じ)が偽りその他不正な行為により、政党交付金(第二十七案第一項に規定する特定交付金を含む)の交付を受けたときは、当該政党の役員又は構成員として当該行為をした者は、五年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### ○裁判所法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法)△本則九条(令和七・六・一施行)

#### 第六案(一人制・合議制)①(略)

##### ② 任請略

一 死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪(刑法第二百三十六條、第二百三十八條又は第二百三十九條の罪及びその未遂罪、暴力脅迫等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十號)第一條第一項若しくは第二項又は第一條第三項の罪並びに盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九號)第二案又は第三案の罪を除く)に係る事件  
三(四)略

#### ③(略)

#### 第三案(裁判權)①(略)

② 簡易裁判所は、禁錮以上の刑を科することができない。ただし、刑法第三百十條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百八十六條の罪、同法第二百三十五條の罪若しくはその未遂罪、同法第二百五十二條、第二百五十四條若しくは第二百五十六條の罪、古物営業法(昭和二十四年法律第八號)第三十一條から第三十三條までの罪若しくは質屋営業法(昭和二十五年法律第一百五十八號)第三十條から第三十二條までの罪に係る事件又はこれ等の罪の刑をもつて処断すべき事件においては、三年以下の懲役を科することができる。

#### ③(略)

第四六案(任命の欠格事由) 他の法律の定めるところにより一般の官位に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを裁判官に任命することができない。  
一 禁錮以上の刑に処せられた者  
二 略

#### 第七三案(審判官懲罰) 第七十一條又は前条の規定による命令に違反して裁判所又は裁判官の職務の執行を妨げた者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は千円以下の罰金に処する。

### ○裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法)△本則五七條(令和七・六・一施行)  
・刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五・五・一七法二)△附則二六條(令和七・五・一六までに施行)

#### ①(略)

#### ②(略)

#### ③(略)

#### ④(略)

#### ⑤(略)

#### ⑥(略)

#### ⑦(略)

#### ⑧(略)

#### ⑨(略)

#### ⑩(略)

#### ⑪(略)

#### ⑫(略)

#### ⑬(略)

#### ⑭(略)

#### ⑮(略)

#### ⑯(略)

#### ⑰(略)

裁判員等七に対する感状罪  
第七〇七条(一) 被告事件(一) 当該被告事件の審判に係る職務を行う裁判員若しくは補充裁判員若しくはこれらの職にあった者は、その親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてそのかき問わす、威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。  
②(略)

#### 裁判員等による秘密指示罪

第七〇八条(一) 裁判員又は補充裁判員が、評議の秘密その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
②(略)

#### 裁判員の氏名等漏ら罪

第七〇九条(一) 検察官若しくは弁護士若しくはこれらの職にあった者は、被告人若しくは被告人であった者が、正当な理由がなく、被告事件の裁判員候補者の氏名、裁判員候補者が第三案(第三十八案第二項)第四十六案第二項において準用する場合(含む)、第四十七案第二項及び第九十二案第一項において準用する場合(含む)、次条において同じ)に規定する質問票に記載した内容又は裁判員等選任手続における裁判員候補者の供述の内容を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定(裁判所法)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律

### ○検察庁法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則五条（令和七・六・一施行）

**第二〇条 任命の欠格事由**①（枉書略）  
 一 禁錮以上の刑に処せられた者  
 二 略  
 三 略  
 四 略

### ○弁護士法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則七条（令和七・六・一施行）

**第七條 弁護士の欠格事由**  
 一 禁錮以上の刑に処せられた者  
 二 略  
 三 略

### ○国家公務員法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覧**

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法△）本則六九条（令和七・六・一施行）

**第五條**①② 略  
 ③ 枉書略  
 ④ 略  
 ⑤ 略

**第三八條 欠格事項**  
 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
 二 略  
 三 略  
 四 略

**第一〇六條の一〇 身分保護**  
 一 禁錮以上の刑に処せられたとき  
 二 略  
 三、四 略

**第一〇九條** 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
 一、二 略  
 三 人事官の欠目を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）  
 四、五 略  
 十三 第三百三条の規定に違反して営利企業の地位について者  
 十四、十五 略

**第一一〇條**① 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 一 略  
 二 削除（改正により削られた）  
 三 第十七条第二項（第十八条の三第二項において準用する場合を含む。）次号及び第五号において同じ。の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者（改正後の二）  
 四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当な理由がなくこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当な理由がなくこれに応じなかつた者（改正後の三）  
 五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者（改正後の四）  
 十六、十五 略、改正後の五  
 十六及び十七 削除（改正により削られた）  
 新十六 改正により追加  
 十八 略、改正後の十七  
 新十八 改正により追加  
 十九 削除（改正により削られた）  
 二十 略、改正後の十九  
 ② 略

**第二一二條** 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
 一 何人たるを問わず第九八条第二項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、唆し、若しくは援助し、又はこれらの行為を企てた者  
 二 第二百一一条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者（改正により削られた）  
 第二一二條 次号の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。  
 一、三 略

**第一一三條** 次号の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。  
 一、三 略



# ○地方自治法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 一四七条（令和七・六・一施行）

## 第四案例、罰則委任 ①②（略）

③ 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

## 第四案例の四、違法審判の罰則 ①

① 条例の制定又は改廃の請求者の署名若しくは改廃の請求者の署名を偽造若しくはその数を増した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を損毀、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

② 条例の制定若しくは改廃の請求者の署名を偽造若しくはその数を減した者又は署名簿その他の条例の制定若しくは改廃の請求に必要な関係書類を損毀、毀壞若しくは奪取した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

③ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、選挙権を有する者の委任を受けず又は選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により請求者の署名簿に署名することができないときとて記載した者、氏名代筆者として請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

④ 選挙権を有する者が心身の故障その他の事由により条例の制定又は改廃の請求者の署名簿に署名することができない場合において、当該選挙権を有する者の委任を受けて請求者の氏名を請求者の署名簿に記載した者が、当該署名簿に氏名代筆者として署名をせず又は虚偽の署名をしたときは、三年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

⑤ 条例の制定又は改廃の請求者の署名に関し、次に掲げる者が、その地位を利用して選挙運動をしたときは、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

⑥（略）

第一〇〇条 調査権、出頭証言及び記録の提出請求、協議・調整の場、議員の派遣、政務活動費、刊行物の送付、図書室等

有効な改正前規定（地方自治法）

## ①②（略）

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき、又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

④ 議は、選人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者が公職上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該公務員の承認がなければ、当該事実に関する証言の提出を請求することができない。この場合において当該公務員が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

⑤ 当該公務員による説明を理由がないと認めるときは、当該公務員に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

⑥ 第三項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。

⑦ 第三項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

⑧（略）

⑨ 議会は、第一項の規定による調査を行う場合において、予算の定額の範囲内において、当該調査のために要する経費の額を定めて徴しなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

⑩（略）

⑪（略）

第五〇条の九①⑦（略）  
総務大臣は、委員が職務系統開始の決定を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

の罰金に処する。

⑤（略）  
（外部監査人の監査の事務の補助）  
第二五一条の三①⑤（略）、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

⑥ 前項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

⑦⑩（略）

# ○地方公務員法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 一五九条（令和七・六・一施行）

## 第六案例 ①（罰則）

第六案例（罰則）  
第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六案例 次各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### ○行政不服審査法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則（五〇条）一八号（令和七・六・一施行）

**（前則）**  
第八七条 第六十九條第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### ○警察法

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則（〇〇条）（令和七・六・一施行）

**委員の任命**  
第七七条一③（略）  
④ 任意（略）  
一（略）  
二 禁錮以上の刑に処せられた者  
⑤ （略）

**委員の任命**  
第三九条① 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する中で、任前五年間に警察又は検査の職務を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但、道府及び指定期限にあつては、その委員のうち二人は、当該道府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する中で、任前五年間に警察又は検査を行う職業的公務員の前歴のないものの中から、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんした者について、当該道府又は県の知事が任命する。

② 任意（略）  
③ 禁錮以上の刑に処せられた者  
（略）

### 破壊活動防止法

### ○警察官職務執行法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則九七条（令和七・六・一施行）

**（武器の使用）**  
第七七条 警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防衛又は公衆の安全に対する抵抗の抑止のため必要であると認められる相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる。但し、刑法、明治四十年法律第四十五号（第三十六條）（正当防衛）若しくは同法第三十七條（緊急避難）に該当する場合は左の各号の一に該当するものを除いては、人に危害を与えてはならない。

一 死刑又は無期若しくは三年以上の懲役若しくは禁錮に足りる相当な理由を現に犯し、若しくは既に犯したと疑うに足りる充分な理由のある者に対する警察官の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃しようとするとき又は第三号がその者を逃がそうと目して警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するため他に手段がないと警察官において信するに足りる相当な理由のある場合。  
二 逮捕状により逮捕する又は勾引状若しくは勾留状を執行する際その本人がその者に対する警察官の職務の執行に對して抵抗し、若しくは逃しようとするとき又は第三号がその者を逃がそうと目して警察官に抵抗するとき、これを防ぎ、又は逮捕するため他に手段がないと警察官において信するに足りる相当な理由のある場合。

### ○破壊活動防止法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則二四條（令和七・六・一施行）

**（内乱・外患の罪の教唆等）**  
第八八条① 刑法第七十條、第八十一條若しくは第八十條の罪の教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてその罪のせん動をなした者は、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

② 左の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。  
一 三（略）  
③ 刑法第七十七條、第七十八條又は第七十九條に係る前二項の罪を犯し、未だ助動にならぬ前に首謀した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

**政治目的のための放火の罪の予備等**  
第三九条 政治的主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって、刑法第八八條、第九十條第一項、第九十九條第一項、第二百十六條第一項の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させようとするその罪のせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。

**（政治目的のための騒乱の罪の予備等）**  
第四〇条 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対する目的をもって、左の各号の罪の予備、陰謀若しくは教唆をなし、又はこれらの罪を實行させる目的をもつてするその罪のせん動をなした者は、三年以下の懲役又は禁錮に処する。  
一 三（略）

**団体のためにする行為の禁止違反の罪**  
第四二条 第八八條又は第九九條の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

**団体活動の制限処分の違反の罪**  
第四三條 第五九條第一項又は第六六條の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（団体活動の制限処分の違反の罪）



有効な改正前規定（自衛隊法）

- ⑥ 第三項の保管証は、第九十五条の規定の適用については、免許証とみなす。改正により附則された。
- ⑦ 第三項の保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したとき、当該保管証の交付を受けた者が第二項の規定により指定された日時その日時までにその者が同項の規定により指定された場所に出頭したときは、その出頭した時、までの間とする。改正により附則された。
- ⑧ 第三項の規定により保管証の交付を受けた者は、当該保管証の有効期間が満了したときは、直ちに当該保管証を警察官に返納しなければならない。改正により附則された。
- ⑨ 第二項の保管証の取替事項の他同項の保管証に関し必要な事項は、内閣府令で定める。改正により附則された。

（申請による取消）

- ④ 前項の規定により免許を取り消した公安委員会は、第二項の申出をした者から第九十七条第一項第号の規定により当該申請に係る免許との返納を受けたときは、その者に対し、当該申請に係る免許を与えることができる。
- ⑤ 第二項の規定により免許を取り消した者（第三項の規定により免許を受けた者を除く。）は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、当該取消しを受けた日前五年期の自動車等の運転に関する経歴について、第九十條第一項の表の上欄に規定する優良運転者、一般運転者は違反運転者等の区分に準じた区分により表示する書面（次項及び第六六条において「運転経歴証明書」という。）の交付を申請することができる。改正により附則された。
- ⑥ 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、運転経歴証明書は、免許証と紛らわしい外観を有するものであってはならない。改正により附則された。
- ⑦ 略。改正後の⑤

（免許の効力）

- ① 免許を受けた者が免許証の更新を受けなかつたときは、その効力を失ふ。改正後の本条。
- ② 前条第五項から第七項までの規定は、免許証の更新を受けなかつた者について準用する。この場合において、同条第五項中「第一項の規定により免許を受けた者」とあるのは、「当該免許証の有効期間が満了する日において第九十條第五項の規定により免許の取消しを決定する者その他の政令で定める者」と、当該取消しを受けた日」とあるのは、「当該免許証に係る免許が失効した日」と、次項とあるのは、「以下」との意」と、同条第七項中「前各項」とあるのは、「前二項」との意」と、同条の規定による免許の取消し」とあるのは、「運転経歴証明書」と読み替えるものとする。改正により附則された。

第二〇五条の二（改正により追加）

（免許証の返納等）

- 第一〇七条① 免許を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、すみやかに、免許証（第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した免許証）をその者の住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。改正により追加。
- ① 第一項の第二号、第三号若しくは第四号、第六四四条の二の四第一項、第二号若しくは第四項又は第六四四条の四第二項の規定により免許を取り消された者かお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により効力の返納を受けたときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。
- ② 改正により追加。
- ③ 免許を受けようとする者は、第九十條第三項、第四項若しくは第五項、第六四四条の二の第三項、第四項又は第六四四条第五項において準用する第三項、第四項の規定によりその住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。改正後の④
- ④ 前項の規定により免許の提出を受けた公安委員会又は第六四四条の二第四項若しくは第五項の規定により免許の返付を受けた公安委員会は、当該免許に係る免許の効力の停止が解除された場合又は当該免許に係る免許の効力の停止が解除された場合において、その提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。改正後の⑤
- ⑤ 改正により追加。
- ⑥ 前項、第一項及び第三項については第六百一十條第一項第十号。改正後の第二〇六条の三。

第二〇六条の三

- 第一一七条① 車両等（軽車両を除く。以下この項において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二條交通事故の場合の措置（第一項前段の規定に違反したときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。）の適用を受ける場合において、同項の人の死傷が当該車両等の運転の死傷があつた場合において、第七十五條の二第二項特定自動車運行において交通事故があつた場合の措置（第一項前段又は第二項前段の規定に違反したときは、特定自動車運行主任者が違反した場合に限る。）は、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二一七条の二（改正により追加）

（次号のいずれかに該当する者）

- ② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。改正により追加。
- 一 一六 略
- 第二一七条の二の① 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。改正により追加。
- 一 一八 略
- 九 偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者
- ② 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。改正により追加。
- 一 一三 略

第二一七条の三（改正により追加）

（共同危険行為等の禁止）

- 第一一七条の三の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。改正により追加。
- 一 一三 略

○自衛隊法

令和七年四月一日以降有効な旧規定  
改正法令等  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八） 本則四三三條令  
和七・六・一施行）

第二二条 自衛隊の所有し、又は使用する武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物を損壊し、又は傷害した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二四條 第三百三條第一項又は第二項の規定による取換物資の係属命令に違反して当該物資を隠匿し、毀棄し、又は搬出した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### ○都市計画法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則三八五条（令和七・六・一施行）

#### （開発審査会）

##### 第七八条①②（略）

③委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に關しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に關し公正な判断をすることができざる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

##### ④（任書略）

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその

##### ⑤―⑧（略）

### ○公害紛争処理法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則一六四條（令和七・六・一施行）

#### 第五二条 第四十一条の十六第四項（第四十二条の三十三において準用する場合を含む。）の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

### ○学校教育法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法△）本則二〇九条（令和七・六・一施行）

#### 第九二条 校長又は教員の欠格事由（任書略）

##### 二一四（略）

#### 第一四三条 学校閉鎖命令違反の処罰（第十三条第一項、同条第二項、第三十三條第一項及び第百二十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による閉鎖命令又は第百三十六條第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

二一四（略）

# ○民法

有効な改正前規定（民法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四四五三） 本則四四条（令和七・二・一三までに施行）

## （債権者のみなし承諾）

### 第三四条（程書略）

- 一三（略）
- 四 第一号の申立てに基づき競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第六十八條において準用する同法第六十八條第三項若しくは第六十八條の三第三項の規定又は同法第六十八條第二項第五号の勝本が提出された場合における同条第二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

## （公正証書遺言）

### 第九九条（程書略）

- 三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること、改正により削られた
- 四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。改正により削られた
- 五 公証人が、その証書は前身に掲げる方式に従って作つたものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。（改正により削られた）

## （改正後の①）

## ②③ 改正により追加

### 第九九条の二（口がきけない者が公正証書による遺言の特則）

- 第九九条の二（一）口がきけない者が公正証書による遺言をする場合は、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書して、前条第三号の規定に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるは、通訳人の通訳による申述又は自書とする。
- ② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えた、同号の読み聞かせに代えることができる。改正により削られた
- ③ 公証人は、前二項に定める方式に従って公正証書を作つたと

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

## ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・刑法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八） 本則六二条（令和七・六・一施行）

## （役員）の資格等）

### 第六五条（略）

- 一三（略）
- 四 前号の規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。

## （役員）の資格等）

### 第六五条（略）

- 一三（略）
- 四 前号の規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。

## （改正後の①）

## ②③ 改正により追加

- 新十二（改正後の十三・十四）
- 新十五・十六（改正後の十七・十九）
- 新十四・十六（略）改正後の十七・十九
- 十七 第二十九條第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であることを除く）において、公益目的取得財産残額（第三十條第一項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- イト（略）
- （改正後の二十）
- 十八（略）改正後の（二十一）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

## ○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・刑法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八） 本則六二条（令和七・六・一施行）

## （役員）の資格等）

### 第六五条（略）

- 一三（略）
- 四 前号の規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。

## （役員）の資格等）

### 第六五条（略）

- 一三（略）
- 四 前号の規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）。

## （改正後の①）

## ②③ 改正により追加

- 新十二（改正後の十三・十四）
- 新十五・十六（改正後の十七・十九）
- 新十四・十六（略）改正後の十七・十九
- 十七 第二十九條第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であることを除く）において、公益目的取得財産残額（第三十條第一項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- イト（略）
- （改正後の二十）
- 十八（略）改正後の（二十一）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

## ○公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律（令和六・五・二二法五九） 本則 令和七・五・二一までに施行）

## （公益認定の基準）

### 第六二条（略）

- 一五（略）
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 八（略）
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六條第二項に規定する遊休財産が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 十一（略）

## （公益認定の基準）

### 第六二条（略）

- 一五（略）
- 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。
- 七 八（略）
- 九 その事業活動を行うに当たり、第十六條第二項に規定する遊休財産が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
- 十 各理事について、当該理事事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様とする。
- 十一（略）

## （改正後の①）

## ②③ 改正により追加

- 新十二（改正後の十三・十四）
- 新十五・十六（改正後の十七・十九）
- 新十四・十六（略）改正後の十七・十九
- 十七 第二十九條第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消し処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であることを除く）において、公益目的取得財産残額（第三十條第一項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。
- イト（略）
- （改正後の二十）
- 十八（略）改正後の（二十一）



有効な改正前規定（消費者契約法（消費者契約法） 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）

### ○消費者契約法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一四〇条（令和七・六・一施行）

### （適格消費者団体の認定）

第三条④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

### ○割賦販売法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三一八条（令和七・六・一施行）

（特信用情報提供等業務を行う者の指定）

第三五條の三①（略）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

### ○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・特定電気通信提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和七・五・一六までに施行）

（適格消費者団体の認定）

第三条④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第五章 第三〇条 第二四条 改正により追加

第六章 第三五條 第三八条 改正により追加

（適格消費者団体の認定）

第三条④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

### ○割賦販売法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三一八条（令和七・六・一施行）

（特信用情報提供等業務を行う者の指定）

第三五條の三①（略）

②（略）

③（略）

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

### ○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・特定電気通信提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（令和七・五・一六までに施行）

（適格消費者団体の認定）

第三条④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第五章 第三〇条 第二四条 改正により追加

第六章 第三五條 第三八条 改正により追加

（適格消費者団体の認定）

第三条④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）



# 戸籍法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令四・六・一七法八) 本則三三三令(七・六・一施行)
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令五・六・一七法四) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

第三三三令(令七・五・二六法九) 本則三三三令(七・六・一施行)

とする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならぬ。

## 第四章 第十五節(第二〇七条の三、第二〇七条の四) 改正により追加

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

第二〇七条(就籍の届出) (略)

# 児童福祉法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

- ・児童福祉法等の一部を改正する法律 令四四・六・一五法六
- ・本則三三三令(七・六・一施行)
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令四四・六・一七法八) 本則三三三令(七・六・一施行)
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令五・六・一七法四) 本則三三三令(七・六・一施行)
- ・本則三三三令(令七・五・二六法九) (一五・一一・一六法〇四)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

第二十七項又は第二十八項の規定による勧告を受けて採る措置を除く。若しくは児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため又は児童の心身の状況を把握し、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行わせることができる。

新(三)改正により追加

第十四項の規定により引き続き一時保護を行った場合において、第五項の規定による引き続きの時保護に係る同意の申立てに対する審判が確定した場合における同項の規定の適用及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、引き続きの時保護に係る承認の申立てに対する審判が確定したときである。

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)

第六二条(児童相談所長の採べき措置) (一) (往時略)



四十二条第一項に規定する電子公告調査をいう。以下同じ。の業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ○社債、株式等の振替に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則五一条（令和七・六・一施行）
- ・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和六・五・二二法三）附則一四条三号（令和七・五・二二までに施行）

### 第三案①（往書略） （振替業を営む者の指定制）

#### 四（往書略）

##### イ・ロ（略）

ハ・禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

##### 二一八（略） 二一七（略）

### 第四案①（往書略） （口座管理機関の口座の開設）

- 一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く）に限る）

##### 二一三（略） ②（略）

## ○担保付社債信託法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

- ・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則三三条（令和七・一二・一三までに施行）

### （担保権の実行の義務等）

#### 第四案①（略）

- ② 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社が付与された執行力のある債務名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。

##### ③（略）

# ○人事訴訟法

有効な改正前規定（人事訴訟法）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・三法四八）本則七条（令和七・五・四までに施行）
- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三条三号（令和七・六・一施行）

## 秘密漏示に対する制裁

第二一条 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 第七條①②（略）

③ 離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法第十九条第一項及び第七十条第三項の期日においては、同法第八十九條第三項及び第七十條第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。

# ○家事事件手続法

家事事件手続法

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（民事調停法）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四・五・二五法四八）本則七条（令和七・五・四までに施行）
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四・六・一五法六八）附則二条（令和七・六・一施行）
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五・九・九法四八）附則八条（令和七・五・二六施行）

## 第六八條①②（略）

③ 離婚又は離婚についての調停事件においては、第二百五八条第一項において準用する第五十四條第一項に規定する方法によつては、調停を成立させることができない。

## ④（略）

## （審判に相当する審判の対象及び要件）

② 前項第一号の合意は、第二百五八条第一項において準用する第五十四條第一項及び第二百七十七條第一項に規定する方法によつては、成立させることができない。

## ③④（略）

## 別表第一

百二十二の項	百二十二 氏又は名の変更に ついての許可	戸籍法第七七条第一項同 条第四項において準用する 場合を含む）及び第七七条 の二
百二十八の二の項	百二十八 児童相談所長又は 都道府県知事の引き 続きとしての承認 護についての承認	児童福祉法第三十三條第五 項

# ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

民事調停法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則八〇条五号（令和七・六・一施行）
- ・民事調停手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）本則一八五条（令和七・一・一三までに施行）

## （接近禁止命令等の申立て等）

## 第二一條①②（略）

③ 前二項の書面（以下「申立書」という）に第一項第五号イから二まで又は前項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第二号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八條ノ二第二項の認を受けたものを添付しなければならない。

第二九条 保護命令（前条において読み替へて準用する第十條第一項から第四項まで及び第十條の規定によるものを含む）第三十一條において同じ）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三条五号（令和七・六・一施行）

## 一人の秘密を漏らす罪

第八條 民事調停委員は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

# ○裁判外紛争解決手続の利用の促進 に関する法律

## ○民事執行法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覽

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法七八）本則六〇条（令和七・六・一施行）

### （欠格事由）

第七一条（住書略）

四 禁錮その他の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は刑の執行を受けることがなく、た日ら五年を経過しない者（五十二）（略）

第三一条（偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十八条第一項の変更の認証を受けたときは、当該返付行為は、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併する。）

### （略）

### （配当額の額の供託）

第九一条（住書略）

一 第二十九條第一項第七号又は第百八十三條第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき、  
四 一七（略）

### （執行書の供託）

第四一条（住書略）

一 第二十九條第一項第七号又は第百九十條において準用する第百八十三條第一項第六号に掲げる文書が提出されているとき、  
四 一七（略）

### （不動産担保権の実行の開始）

第八一条（住書略）

一 担保権の存在を証する定期判決若しくは家事事件手続法第七十條の審判は、これと同一の効力を有するものとする。  
二 担保権の存在を証する公証人が作成した公正証書の原本、担保権の登記（仮登記を除く。）に関する登記事項証明書（略）  
三 担保権の登記（仮登記を除く。）に関する登記事項証明書（略）  
四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書（略）

### （不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の送達の際、不動産担保権の実行の申立てにおいて提出された前項に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。）

一・二 改正により追加

### （不動産担保権の実行の手続の停止）

第一八三条（住書略）

一 担保権のないことを証する確定判決（確定判決と同一の効力を有するものを含む。）次号において同じ。の原本  
二 第百八十一條第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の原本  
三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り消す旨、若しくはその債権の存済の消滅をした旨を記載し、裁判上の和解の調書その他の公文書の原本  
四 担保権の登記の抹消に関する登記事項証明書  
五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分を取消しを命ずる旨を記載した裁判の原本

### （陳述等拒絶の罪）

第二二三条（住書略）

一 第六号のいすれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一六（略）

### （船舶の競売）

第八九條（住書略）

一 前項第一号から第五号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分を取り消さなければならない。  
三（略）

### （債権及びその他の財産権についての担保権の実行の要件等）

第九三條（住書略）

一 債権及びその他の財産権についての担保権の実行は、担保権の存在を証する文書（権利の移転について登記等を要するその他の財産権を目的とする担保権で一般の先取特権以外のものについては、第百八十一條第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書）が提出されたときに限り、開始する。担保権を有する者が目的物の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する債権の設け若しくは土地取組用金（昭和十六年法律第百九十九号）による取用その他の行政処分により債権者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法の規定によつてその権利の行使についても、同様とする。  
二（略）

### （公示書等偽造罪）

第二二三条（住書略）

一 第六号のいすれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。  
一六（略）

### （略）

# ○民事保全法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑罰等の部を改訂する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則三九号（令和七・六・一施行）

## （公示書損壊罪）

**第六六条** 第二十一条の規定によりその例によることとされる民事執行法第十八条の公示書又は第四項の規定により執行官が公示するために施した公示書その他標識を損壊した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## （陳述等拒絶の罪）

**第七七条** 第二十一条の規定によりその例によることとされる民事執行法第十八条第一項の規定による執行官の質問を拒否した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

# ○破産法

（破産法）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑罰等の部を改訂する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六八）本則五八条（令和七・六・一施行）

## （詐欺破産罪）

**第二五五条** 破産手続開始の前後を問わず、債権者若しくは債権者の利益を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債権者（相対財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）次項は、十年以下同一旨について破産手続開始の決定が確定したときは、十年以下同一旨若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、破産手続開始の決定が確定したときは、同様とす。

## （略）

## （四）略

## ② 特定の債権者に対する担保の供与等の罪

**第二六六条** 債権者（相続財産の破産にあつては相続人、相続財産の管理人、相続財産の清算人又は遺言執行者を、信託財産の破産にあつては受託者を含む。以下この条において同じ。）が、破産手続開始の前後を問わず、特定の債権者に対する債務の消滅に関する行為であつて債権者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債権者の義務に属しないものを、破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## （破産管財人の特別委任罪）

**第二六七条** 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加ふる目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ② 前項及び検査の拒絶等の罪

**第二八一条** ①第四十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二百三十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二百四十四條の第六項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第九十六條第一項において準用する第四十條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、説明を拒み、又は虚偽の説明をした者も、同様とする。

## ④ 略

## （重要財産拒絶等の罪）

**第六九条** 破産者（信託財産の破産にあつては、受託者等）が第四十條の規定による書面の提出を拒み、又は虚偽の書面を裁判所に提出したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## （業務及び財産の状況に関する物件の隠蔽等の罪）

**第七〇条** 破産手続開始の前後を問わず、債権者若しくは債権者の利益を害する目的で、債権者（相対財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）に属する財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠蔽し、偽造し、又は変造した者は、債権者（相対財産の破産にあつては相続財産、信託財産の破産にあつては信託財産）について破産手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。第二百五十五條第二項の規定により閉鎖された破産財団に関する帳簿を隠蔽し、偽造し、又は変造した者も、同様とする。

## （審尋における詭拒絶等の罪）

**第七二条** 債権者若しくは破産手続開始の中立て（債権者以外の者がしたものを除く。）、又は免責許可の中立てについての審判において、裁判所が説明を求めた事項について説明を拒み、又は虚偽の説明をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## （破産管財人等に対する職務妨害の罪）

**第七二条** 債権者若しくは破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理が、破産管財人等に対する職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## （取崩罪）

**第七三条** 破産管財人、保全管理人、破産管財人代理又は保全管理人代理、次項において「破産管財人等」といふが、その職務を行使し、賄賂を受取、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ② 前項の場合において、その破産管財人等が不正の請託を受け、又はこれを併科する。

## ③

破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、破産管財人又は保全管理人の職務を行うその役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に關し、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。破産管財人又は保全管理人が法人である場合において、その役員又は職員が、その破産管財人又は保全管理人の職務に關し、破産管財人又は保全管理人に賄賂を受取させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときも、同様とする。

## ④

前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受け、又はこれを併科する。

## ⑤

破産債権者が職が、債権者集会の開日に関する議決権の行使又は第三十九條第二項第一号に規定する書等投票による議決権の行使に關し、不正の請託を受けて、賄賂を受取し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ⑥ 略

## （贖罪）

**第七四條** ①前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ②

前条第二項、第四項若しくは第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## （破産者等に対する強要強請等の罪）

**第七五條** 破産者（個である者に限り、相続財産の破産にあつては、相続人、以下この条において同じ。）、又はその親族その他の者に破産債権（免責手続の終後にあつては、免責されたものに限る。以下この条において同じ。）を弁済させ、又は破産債権につき破産者の親族その他の者に保証させる目的で、破産者又はその親族その他の者に対し、面会を強請し、又は強要強迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

# ○民事再生法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令等**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則四八条(令和七・六・一施行)

## ②(略)

### 第五八条(一) 詐欺再建罪

第五八条(一) 再生手続開始の前夜を問はず、債権者を害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、債権者について再生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情状若しくは、第四号に掲げる行為の相手方となつた者も、再生手続開始の決定が確定したときは、同様とする。

### 第五九条(一) 特定の債権者に対する担保の供与等の罪

第五九条(一) 債権者が、再生手続開始の前夜を問わず、特定の債権者に対する債務にいて、他の債権者を害する目的で、担保の供与又は債務の消滅に関する行為であつて債務者の義務に属せず又はその方法若しくは時期が債務者の義務に属しないものをし、再生手続開始の決定が確定したときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 第六十条(一) 監督委員等の特別責任罪

第六十条(一) 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、自己若しくは第三者の利益を図り又は債権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、債権者に財産上の損害を加えたときは、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ②(略)

### 第五八条(二) 報告及び検査の拒絶等の罪

第五八条(二) 第五十九条第一項各号に掲げる者若しくは同項第二号から第五号までに掲げる者であつた者が、同項若しくは第六十二項において準用する同条第一項(これらにおいて準用する第六十三条、第七十八条又は第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、又は再生債務者若しくはその法定代理人が第二百二十三条第八項(第二百四十四条において準用する場合を含む。)の規定による報告を拒み、若しくは虚偽の報告をしたときは、三年

以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ②(一) 略

### 第三九条(一) 業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪

第三九条(一) 再生手続開始の前夜を問はず、債権者を害する目的で、債務者の業務及び財産の状況に関する帳簿、書類その他の物件を隠滅し、偽造し、又は変造した者は、債権者について再生手続開始の決定が確定したときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 第四〇条(一) 監督委員等に対する職務妨害の罪

第四〇条(一) 偽計又は威力を用いて、監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理の職務を妨害した者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ②(一) 略

### 第六一条(一) 取崩罪

第六一条(一) 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、その職務に関し、賄賂を受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 前項の場合において、その監督委員、調査委員、管財人、保全管理人、個人再生委員、管財人代理又は保全管理人代理が、不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 監督委員、調査委員、管財人、保全管理人又は個人再生委員(以下この条において「監督委員等」という。)が法人である場合において、監督委員等の職務を行うその役員又は職員が、その監督委員等の職務に関し、賄賂を受取り、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

④ 前項の場合において、その役員又は職員が不正の請託を受けたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

⑤ 再生債権者若しくは債権者又はこれらの者の代理人、役員若しくは職員が、債権者集会の期における議決権の行使又は第六百九十九条第一項第二号に規定する書面等投票による議決権の行使に関し、不正の請託を受け、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

## ②(略)

### 賄賂罪

第六二条(一) 前条第一項又は第三項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 前条第二項、第四項又は第五項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 第六三条(一) 再生債権者等に対する面会強請等の罪

第六三条(一) 再生債権者(面会強請等の罪) 以下この条において同じ。又はその親族その他の者に再生債権、再生手続が再生計画認可の決定の確定後に終了した後であつて、免責されたものに限る。以下この条において同じ。を再生計画の定めるところによらずに存済させ、又は再生債権につき再生債権者の親族その他の者に保証をさせる目的で、再生債権者又はその親族その他の者に對し、面会を強請し、又は強談判迫の行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 第六四条(一) 更生債権の免責等

第六四条(一) (更生債権) 一 租税等の請求権 其助対象外租税の請求権を除く。のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収し納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処され、又は国税通関法(昭和三十七年法律第六十六号) 第一百五十七条第一項若しくは地方税法(昭和二十五法律第二十六号) 第二十二條の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの。

## ②(一) 略

## ②(二) 略

## ②(三) 略

## ②(四) 略

# ○会社更生法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令等**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則五四条(令和七・六・一施行)

## ②(一) 略

### 第一〇四条(一) (言語略)

第一〇四条(一) (言語略) 一 租税等の請求権 其助対象外租税の請求権を除く。のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収し納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処され、又は国税通関法(昭和三十七年法律第六十六号) 第一百五十七条第一項若しくは地方税法(昭和二十五法律第二十六号) 第二十二條の二十八第一項の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの。

## ②(一) 略

## ②(二) 略

## ②(三) 略

## ②(四) 略

有効な改正前規定 (民事再生法 会社更生法)







第十章 出水及び水に関する罪

第一九二条 出水等して、現に人が住居に使用し又は現に人がい

る建築物、汽車、電車又は鉱石を浸害した者は、死刑又は無期

若しくは三年以上の懲役に処する。

第三〇条 出水等して、前条に規定する物以外の物を浸害し、

よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲

役に処する。

第二〇条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、

又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、

又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、

又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇条 水害の際に、水防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、

又はその他の方法により、水防を妨害した者は、一年以上十

第十三章 秘密を侵す罪

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 正当な理由がないのに、封をしてある信書を開けた

第十七章 文書偽造の罪

第二〇九条 行使の目的で、御筆、国璽若しくは御名を使用し

て詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御筆、国璽若し

は御名を使用した詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は

三年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、御筆、国璽若しくは御名を使用し

て詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御筆、国璽若し

は御名を使用した詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は

三年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、御筆、国璽若しくは御名を使用し

て詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御筆、国璽若し

は御名を使用した詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は

三年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、御筆、国璽若しくは御名を使用し

て詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御筆、国璽若し

は御名を使用した詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は

三年以上十年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、御筆、国璽若しくは御名を使用し

第十八章 有価証券偽造の罪

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

第十九章 有価証券偽造の罪

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

年以下の懲役に処する。

第二〇九条 行使の目的で、公債証券、官庁の証券、会社の株

券その他の有価証券を偽造し、又は変造した者は、三年以上十

その他の代金又は料金の支払用のカードを構成するもの不正に作つた者は、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。預貯金、引出用のカードを構成する電磁的記録を不正に作つた者は、同様とする。

② 不正電磁的記録の取扱い

不正電磁的記録を、項の目的で、同条第二項のカードを所持した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

③ 支払用の電磁的記録を不正に作成

第六十三条(四) 第六十三条の二第一項の犯罪行為の用に供する目的で、同項の電磁的記録の情報を取得した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。情を知つて、その情報を提供した者も、同様とする。

第十九章 印章偽造の罪

御筆偽造及び不正使用等 御筆偽造の罪 御筆偽造の罪 二年以上の懲役に処する。

公印偽造及び不正使用等

公印偽造の罪 公印偽造の罪 三年以下の懲役に処する。

私印偽造及び不正使用等

私印偽造の罪 三年以下の懲役に処する。

不正指印電磁的記録に関する罪

不正指印電磁的記録作成等 不正指印電磁的記録作成等 三年以下の懲役に処する。

不正指印電磁的記録取得等

不正指印電磁的記録取得等 不正指印電磁的記録取得等 三年以下の懲役に処する。

偽造の罪

偽造の罪 法律により宣言した証人虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

虚偽告訴の罪

虚偽告訴の罪 虚偽告訴の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪 法律により宣言した証人虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

虚偽告訴の罪

虚偽告訴の罪 虚偽告訴の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

虚偽の罪

虚偽の罪 虚偽の罪 二年以下の懲役に処する。

以下の罰金に処する。 ③ 虚偽の罪 法律により宣言した証人虚偽の陳述をしたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪

礼拝所崇敬及び誹謗等妨害 礼拝所崇敬及び誹謗等妨害 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

墳墓掘削

墳墓掘削 墳墓掘削 二年以下の懲役に処する。

加重取賄及び事後取賄 第九七条の二(公) 公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

公務員が前条の罪を犯し

公務員が前条の罪を犯し、よつて不正行為を爲し、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の期間懲役に処する。

（凶器準備合及び結集）

第〇八条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に對し共同して害を加ふる目的で集つた場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二十八章 過失傷害の罪

（業務上過失致死傷等）
第二十一条 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失によつて人を死傷させた者は、同様とする。

第二十九章 堕胎の罪

（強姦）
第二十一条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法によつて、堕胎したときは、一年以下の懲役に処する。
（同意堕胎及び同意死傷）
第二十三条 女子の承諾を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、二年以下の懲役に処する。
（強姦）
第二十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販賣者が女子の承諾を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。

第三十章 遺棄の罪

（強姦）
第二十七条 老年、幼年、身体障害者又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。
（保護責任者遺棄）
第二十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要保護をせしなかつたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

第三十一章 逮捕及び監禁の罪

（逮捕及び監禁）
第三十条 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。
（脅迫）
第三十二章 脅迫の罪

第三十三条 生命、身体、自由、名誉又は財産に對し害を加ふる旨を告知し、人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
（強姦）
第三十一条 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に對し害を加ふる旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務の無いことを行わせ、又は権力の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪

（未成年者略取及び誘拐）
第三十二条 未成年者を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。
（強姦）
第三十三条 略取、誘拐及び人身売買の罪
第三十四条 略取、誘拐及び人身売買の罪
第三十五条 略取、誘拐及び人身売買の罪

第三十四章 名譽に對する罪

（名誉毀謗）
第三十三条 公然と事実を偽示し、人の名譽を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。
（侮辱）
第三十一条 事実を偽示しなくても、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第三十五章 信用及び業務に對する罪

（信用毀謗及び業務妨害）
第三十三条 虚偽の記録を流し、又は偽計を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（電子計算機操縦業務妨害）
第三十四条 電子計算機に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報を挿入し、若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法によつて、電子計算機に使用目的に沿はず動作させ、又は使用目的を反する動作をさせて、人の業務を妨した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六章 窃盜及び強盜の罪

（窃盜）
第三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盜の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
（強盜）
第三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。
第三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第三十七章 詐欺及び恐喝の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第三十八章 横領の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第三十九章 横領の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第四十条 横領の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第四十一条 横領の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

第四十二条 横領の罪

（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。
（強姦）
第三十一条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盜の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

（横領）  
第五二条 ① 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。  
② 業務上横領  
第五三条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、十年以下の懲役に処する。  
（遺失物等横領）  
第五四条 漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第三十九章 盗品等に関する罪  
（盗品譲受け等）  
第五六条 ① 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。  
② 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲受け、又はその有償の処分のあるせよせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第四十章 毀棄及び隠蔽の罪  
（公用文書毀棄）  
第五八条 公務所に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、三年以上七年以下の懲役に処する。  
（私用文書等毀棄）  
第五九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。  
（建造物等損壊及び凶致死傷）  
第六〇条 他人の建造物又は船舶を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。  
（器物損壊等）  
第六一条 前三条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（境界損壊）  
第六二条の二 境界線を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
（信書隠匿）  
第六三条 他人の信書を隠蔽した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

### ○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

令和四年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

刑等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六八（本則五条（令和七・六・一施行））

（定義）  
第二条 ① 略

② 住居略

③ 略

④ 略

⑤ 略

### ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

刑法等一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 令和四・六・一七法六八（本則四五条（令和七・六・一施行））

（定義）  
第二条 ① 略

② 住居略

③ 略

④ 略

⑤ 略

（組織的な殺人等）  
第一条 ①（住居略）  
一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十条（罰印等破壊）の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又は併科の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科  
二 刑法第九十条の二（強制執行目的財産損壊等）の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科  
三 刑法第九十六条（強制執行行為妨害等）の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科  
四 刑法第九十八条の四（強制執行物売却妨害）の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科  
五 刑法第九十八条の五（常習賭博）の罪、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金又はこれらの併科  
六 刑法第九十六条の二（賭博開張等凶利）の罪、三月以上七年以下の懲役  
七 刑法第九十九条（殺人）の罪、死刑又は無期若しくは六年以上の懲役  
八 刑法第二百二十条（連判及び監禁）の罪、三月以上十年以下の懲役

九 刑法第二百二十二条第二項又は第三項（強要）の罪、五年以下の懲役  
十 刑法第二百五十二条（一身の代金目的略取等）の罪、無期又は五年以上の懲役  
十一 刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）の罪、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金  
十二 刑法第二百三十四条（威力業務妨害）の罪、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金  
十三 刑法第二百四十六条（強盗）の罪、一年以上の短期懲役、一年以上の長期懲役、又は五年以上の懲役  
十四 刑法第二百四十七条（偽造）の罪、一年以上の短期懲役、一年以上の長期懲役、又は五年以上の懲役  
十五 刑法第二百七十条前段（建造物等損壊）の罪、七年以下の懲役

（組織的な殺人等の予備）  
第二条 ①（住居略）  
一 刑法第九十九条（殺人）の罪、五年以下の懲役  
二 刑法第二百二十五条（営利目的略取及び偽造）の罪、営利目的のみに限る）、二年以上の懲役  
② 略

（組織的な犯罪の計画）  
第六六条の二（住居略）  
一 別表第四に掲げる罪のうち、死刑又は無期若しくは長期十年を超え懲役若しくは禁錮の刑が定められているものは、五年以下の懲役又は禁錮  
二 別表第四に掲げられていない罪のうち、長期四年以上十年以下の懲役又は禁錮の刑が定められているものは、二年以下の懲役又は禁錮  
③ 略

（組織的な犯罪に係る犯人隠匿等）  
第七〇条 禁錮以上の刑が定められている罪に当てる行為が、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合において、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める刑に処する。  
一 その罪を犯した者蔵匿し、又は隠蔽させた者、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金  
二 その罪に係る他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用し、三その罪に係る自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有する認められる者又はその親族に対し、当該事件に関し、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強請の行為をした者、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金  
四 その罪に係る被告事件に関し、当該被告事件の審判に係る

有効な改正前規定（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 組織犯罪処罰法）

有効な改正前規定（航空機の強取等の処罰に関する法律 人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律）

○航空機の強取等の処罰に関する法律

○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律

（一）略

（二）略

（三）略

（四）略

（五）略

（六）略

（七）略

（八）略

（九）略

（十）略

（十一）略

（十二）略

職務を行つ裁判官若しくは補充裁判官若しくはこれらに職にあつた者はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするを問わず、威迫の行為をした者、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

五 その罪に係る被告事件に対し、当被告事件の審判に係る職務を行つ裁判官若しくは補充裁判官の選任のために選定された裁判官候補者若しくは当該裁判官若しくは補充裁判官の職務を行へべき選任予定裁判官又はその親族に対し、面会、文書の送付、電話をかけることその他のいかなる方法をもつてするを問わず、威迫の行為をした者、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金

禁錮以下の刑が定められて、その罪が第三項に規定する目的で犯された場合において、前項各号のいずれかに該当する者も、同項と同様とする。

（証人等取収）  
第二十一条 次に掲げる罪に係る自己又は他人の刑事事件に關し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、又は証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、若しくは偽り、又は若しくは変造の証拠を使用すること、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以上以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 死刑又は無期若しくは三年以上以下の懲役若しくは禁錮の刑が定められて、その罪が（次号に掲げる罪を除く。）  
（一）略

（二）前項各号に掲げる罪に当たる行為が、団体の活動として、当該行為を行つるための組織により行つた場合、又は同各号において掲げる罪が第二項に規定する目的で犯された場合に、前項の罪を犯した者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（不法収益等による法人等の事業経営の支配を目的とする行為）  
第九案(一) 第三条第三項第三号の犯罪収益若しくは薬物犯罪収益（麻薬特例法第二条第二項各号に掲げる犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に限る。第三案第一項第三号及び同第四項において同じ。）に、これらの保有若しくは処分に基づき得た財産又はこれらの財産とこれらの財産以外の財産とが混和した財産（以下「不法収益等」という。）を用いることにより、法人等（法人又は法人でない社團若しくは財団をいう。以下この条において同じ。）の株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人取得の者を含む。以下同じ。）の地位を取得し、又は第三者に取得させた者が、当該法人等又はその子法人の事業経営を支配する目的で、その株主等の権限又は当該権限に基づく影響力行使し、又は当該第三者に行使させて、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（犯罪収益隠匿）

第二案(一) 犯罪収益等（公衆等荷迫目的の犯罪行為等のための資金等の提供等の処罰に関する法律第三条第二項若しくは第二項前段、第四案第一項又は第五案第二項の罪の本遂行の犯罪行為が日本国外とした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたらば、それらの罪に当たり、かつ、当該行為地の各号により罪に当るものを含む。以下この項において同じ。）により提供しようとした財産を除く。以下この項及び次号において同じ。の取得若しくは処分につき事実を偽造し、又は犯罪収益等を隠匿した者は、十年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。犯罪収益（同法第三条第一項若しくは第二項前段、第四案第一項又は第五案第一項の罪の本遂行の犯罪行為により提供しようとした財産を除く。）の取得若しくは隠匿の理由を不正に隠蔽し、又はこれを偽造し、又はこれを偽り、又は若しくは変造の証拠を使用すること、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、二年以上以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（犯罪収益等受取）  
第二案(二) 情を知つて、犯罪収益等を受取し、又は、七年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを收受した者又は契約債権者において、相当の財産上の利益を提供すべきものに限る。）の時当該契約に係る債務の履行が犯罪収益等によつて行われることを知ないで、当該契約に係る債務の履行として提供されたものを收受した者は、この限りでない。

（航空機強取等致死）  
第二案(三) 前条の罪を犯し、よつて人を死させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

（航空機強取等予備）  
第三案(一) 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、三年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑減輕し、又は免除する。

（航空機の運航妨害）  
第四案(一) 偽計又は威力を用いて、航行中の航空機の針路を變更させ、その他その正常な運航を阻害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

（故意犯）  
第五案(一) 工場又は事業場における人の健康を害する物質を貯蔵し、若しくは運搬し、若しくは排出し、若しくはその貯蔵、運搬、排出の業務に伴つて人の健康を害する物質を排出し、公衆の生命又は身体に危険を生じさせた者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二百万円以下の罰金に処する。

（前項の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三百万円以下の罰金に処する。

（改訂法令一覽）  
改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三三三條（令和七・六・一施行）

（改訂法令一覽）  
改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三四條（令和七・六・一施行）

（改訂法令一覽）  
改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三四條（令和七・六・一施行）

（改訂法令一覽）  
改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三四條（令和七・六・一施行）

### ○不正アクセス行為の禁止等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 ○三条五号（令和七・六・一施行）

#### （罰則）

第二条 第三条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
一（略）  
一五（略）

### ○公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 二条一、二号（令和七・六・一施行）

#### （公職者あっせん利得）

第一条 公職者又は地方公共団体の議員若しくは長、以下「公職にある者」といふが、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、その権限に基づき、影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるにつき、又影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるにつき、その報酬として財産上の利益を受取つたときは、三年以下の懲役に処する。

#### （議員秘書あっせん利得）

第二条 衆議院議員又は参議院議員の秘書（国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十二条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で、当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補助するものをいう。以下同じ）が、国若しくは地方公共団体が締結する売買、貸借、請負その他の契約又は特定の者に対する行政庁の処分に関し、請託を受けて、当該衆議院議員又は当該参議院議員の権限に基づく影響力を行使して公務員にその職務上の行為をさせるように、又はさせないようにつとめること又はしたときは、二年以下の懲役に処する。ただし、財産上の利益を受取つたときは、一年以下の懲役に処する。

#### （利益供与）

第四条 第一条又は第二条の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定（不正アクセス禁止法 あっせん利得処罰法 爆発物取締罰則 暴力行為等処罰二関スル法律）

### ○爆発物取締罰則

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 一条（令和七・六・一施行）

第一条（爆発物使用）治安ヲ妨ケ又ハノ人身財産ヲ害セトスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒテノ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期徒刑ノ一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第二条（使用未遂）前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際発覚シタル者無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第三条（製造・輸入・所持・注文）第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第四条（脅迫・教唆・扇動・共謀）第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆扇動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第五条（幫助のための製造・輸入等）第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為ニ幫助シテ爆発物若クハ其使用ニ供可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄蔵シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第六条（筆証責任）爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニテラシムラ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役に処ス。

第八条（犯罪告知義務）第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

第九条（犯人隠匿・隠避、罪証隠滅）第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ蔵匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ隠滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス。

### ○暴力行為等処罰二関スル法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則 六条（令和七・六・一施行）

第一条（集団的暴行・脅迫・毀謗）団体が多数の威嚇力ヲ示シ、同体若クハ多数ヲ被テ威力ヲ示シ又ハ毀謗ヲ示シ若クハ多数共同テ刑法（明治四十四年法律第四十五号）第二百三条、第二百二条又ハ第二百一十一条ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以上懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス。

第二条（二加重傷害）①銃砲若クハ刀剣類ヲ用ヒテ②ノ罪ヲ犯シタル者ハ一年以上十五年以下ノ懲役に処ス。

第三条（略）

第四条（略）

第五条（略）

第六条（略）

第七条（集団的、常習的強迫・強説威迫）①財産上不正の利益を得又ハ得ル目的ヲ以テ第一条乃至第五条ノ罪ヲ犯シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役に処ス。

第八条（略）

第九条（集団犯罪等の諸記）①第一条ノ方法ヲ依リ刑法第九十九条、第一百零四条、第一百八条、第二百一十二条、第二百一三条、第二百一十四条、第二百一十五条又ハ第二百一十一条ノ罪ヲ犯シタル目的ヲ以テ金品若クハ財産上ノ利益ヲ供与シテ供与シタル者ハ六月以上五年以下ノ懲役に処ス。

第十条（略）

第十一条（略）

第十二条（略）

第十三条（略）

第十四条（略）

第十五条（略）

### ○自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八 本則六六条 令和七・六・一施行）

#### 第二案 次掲げる行為を行い、よつて、人を死傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死にさせた者は一年以上の有期懲役に処する（一八）（略）

第二案① アルコール又は薬物の影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じおそれがある状態、自動車運転、よつて、そのアルコール又は薬物の影響により平常な運転に困難な状態に陥り、人を死傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死にさせた者は十五年以下の懲役に処する。

#### 第二案②（過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱）

第四案 アルコール又は薬物の影響によりその走行中に正常な運転に支障が生じおそれがある状態、自動車運転した者が、運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた場合において、その運転の時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れる目的、更にアルコール又は薬物の影響を免れること、その場を離れて身体に保有するアルコール又は薬物の濃度を減少させることその他その影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたときは、十二年以下の懲役に処する。

#### 第五案（過失運転致死傷）

第五案 自動車の運転上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。ただし、その傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

#### 第六案（無免許運転による加重）

第六案① 第一案（第三号を除く）の罪を犯した者一人を負傷させた者に係る、六月以上の有期懲役に処する。

### ○人質による強要行為等の処罰に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八 本則三七条 令和七・六・一施行）

#### 第一案（人質による強要等）

第一案① 人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をさせること又は権利を行わなことを要求した者は、六月以上十年以下の懲役に処する。

#### 第二案（加重・人質強要）

第二案 二人以上共同して、かつ、凶器を示し人を逮捕し、又は監禁した者が、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をさせること又は権利を行わなことを要求したときは、無期又は五年以上の懲役に処する。

#### 第三案（航空機の強取等の処罰に関する法律 昭和四十五年法律第六十八号）

第三案 第一条 第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者一人質にして、第三者に対し、義務のない行為をさせること又は権利を行わなことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。

#### 第四案（人質殺害）

第四案① 第二案又は前条の罪を犯した者が、人質にされている者を殺したときは、死刑又は無期懲役に処する。

### ○盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八 本則七条 令和七・六・一施行）

#### 第一案（常習殊強窃盗）

第一案 常習殊強窃盗 常習シテ左ノ各号ノ方法ニ依リ刑法第二百三十五条、第二百三十六條、第二百十八條若ハ第二百三十九條ノ罪又ハノ未遂罪ヲ犯シタル者トシテ窃盗ヲ以テ論ズベキトキ、三年以上、強盗ヲ以テ論ズベキトキハ、七年以上ノ有期懲役に処ス。

#### 第二案（常習強窃盗）

第二案 常習強窃盗 常習シテ前条ニ掲ケル刑法各条ノ罪又ハ其ノ未遂罪ヲ犯シタル者ニシテ其ノ行為前十年内ニ此等ノ罪又ハ此等ノ罪ト他ノ罪トノ併合罪ニ付 回以上六月 懲役以上ノ刑ヲ執行ヲ受ケ又ハ其ノ執行ヲ得ルモノノ對シ刑ヲ科スベキトキハ、前条ノ例ニ依ル。

#### 第四案（常習強盗・不同意性交等）

第四案 常習強盗・不同意性交等 常習シテ刑法第四百十條ノ罪（人ヲ傷シタル者）無期又ハ十年以上ノ懲役に処ス。



### 〇銃砲刀剣類所持等取締法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一〇（令）  
和七・六・一施行

第二十一条の四 第三項の四の規定に違反したときは、当該違反行為をした者は、三年以上の有期懲役に処する。  
② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、無期若しくは五年以上の有期懲役又は無期若しくは五年以上の有期懲役及び三千万円以下の罰金に処する。

③ 略

第二十三条の二 第三項第一項の規定に違反して拳銃等を所持し、又は人の生命、身体若しくは財産を害する目的で同項の規定に違反し、銃砲等（拳銃等を除く。以下この項、第三十二条の五及び第三十一条六において同じ。）を所持したときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。この場合において、当該拳銃等及び銃砲等の合計数が二以上あるときは、一年以上十五年以下の懲役に処する。  
② 前項の違反行為をした者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二年以上の有期懲役に処する。  
一 三（略）  
二 略

第三十二条の七 第三十一条第二項又は第三項の罪を犯す意思をもって、拳銃等として交付を受けた物品又は拳銃等として取得した物品を輸送したときは、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
② 略

### 〇児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
刑罰等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則四二条（令和七・六・一施行）

第四十一条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。  
② 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
③ 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

④ 児童買春の勧誘をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
⑤ 児童買春の勧誘をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

第六十一条 児童買春の目的で、人に児童買春をするよう勧誘した者は、七年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
② 前項の目的で、人に児童買春をするよう勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千円以下の罰金に処する。

第七十一条 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者（自己の意思に基づいて所持するに当たっては、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。自己の性的好奇心を満たす目的で、第二条第三号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録を保管した者（自己の意思に基づいて保管するに至った者であり、かつ、当該者であることが明らかに認められる者に限る。）も、同様とする。  
② 児童ポルノを提供した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

③ 略

⑥ 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第三条第三号各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

⑦ 略

第八十一条 児童買春等目的の人身売買等  
① 児童買春にける性差等の相手方とさせ又は第二条第二項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写し児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。  
② 前項の目的で、外国に居住する児童を略取され、誘拐され、又は売買されたものをその居住国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲役に処する。

③ 略

### 〇私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三二条二号（令和七・六・一施行）  
・特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六・五・一七法二五）附則七条（令和七・五・一六まで）に施行

第一条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穏の侵害があった場における特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する援護措置等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

目的

第三条 この法律は、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穏を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によつて名誉又は私生活の平穏の侵害があった場における特定電気通信業務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第三十七号）の特例及び当該提供等による被害者に対する援護措置等について定めることにより、個人の名誉及び私生活の平穏の侵害による被害の発生又はその拡大を防止することを目的とする。

第三条の二 第三項第一項の規定に違反して私事性的画像記録を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
② 略

③ 前二項の行為をさせる目的で、電気通信回線を通じて私事性的画像記録を提供し、又は私事性的画像記録物を提供した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
④ 略

⑤ 略

有効な改正前規定（銃砲刀剣類所持等取締法 児童ポルノ禁止法）

私事性的画像記録被害防止法

### ○臓器の移植に関する法律

有効な改正前規定（臓器の移植に関する法律）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二二条五六号（令和七・六・一施行）

#### （前則）

第二〇条① 第十一條第一項から第五項までの規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二一条① 第六條第五項の書面に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二二条① 第六條第八項の規定に違反して同条第五項の書面の交付を受けないで臓器の摘出をした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第二三条 第十二條第一項の許可を受けずに、業として行つた臓器のあつせんをした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### ○麻薬及び向精神薬取締法

有効な改正前規定（麻薬及び向精神薬取締法）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・刑正等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二四一条（令和七・六・一施行）

第六四條① ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、本邦若しくは外国に輸入し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

第六四條② 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の有期懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の有期懲役及び千円以下の罰金に処する。

第六四條③ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第六四條④ ジアセチルモルヒネ等を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、交付し、又は所持した者は、十年以下の懲役に処する。

第六四條⑤ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第六四條⑥ 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

① 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

② 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

③ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

④ 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

① 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

② 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

③ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第六六條① ジアセチルモルヒネ等以外の麻薬を、みだりに、製剤し、小分けし、譲り渡し、譲り受け、又は所持した者（第六六條第四号若しくは第五号又は第七十條第五号に規定する違反行為をした者を除く）は、七年以下の懲役に処する。

### ○大麻草の栽培の規制に関する法律

有効な改正前規定（大麻草の栽培の規制に関する法律）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二七一条（令和七・六・一施行）

第六六條① 第二十七條第一項又は第三項から第五項までの規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

第六六條② 営利の目的で前項の違反行為をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條③ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條④ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑤ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑥ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑦ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑧ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑨ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑩ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑪ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑫ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑬ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

第六六條⑭ 営利の目的で前項の罪を犯したときは、当該罪を犯した者は、一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

### ○大麻草の栽培の規制に関する法律

有効な改正前規定（大麻草の栽培の規制に関する法律）

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二七一条（令和七・六・一施行）

第六七條① 第一種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條② 第二種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條③ 第三種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條④ 第四種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑤ 第五種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑥ 第六種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑦ 第七種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑧ 第八種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑨ 第九種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑩ 第十種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑪ 第十一種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑫ 第十二種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑬ 第十三種大麻草採取栽培者（一）（略）

第六七條⑭ 第十四種大麻草採取栽培者（一）（略）

### ○覚醒剤取締法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一四〇条（令和七・六・一施行）

#### （罰則）

**第一条** ① 覚醒剤を、みだりに、本邦若しくは外国に輸し、本邦若しくは外国から輸出し、又は製造した者（第四十一条の五第一項第一号に該当するものを除く）は、一年以上の有期懲役に処する。

② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、無期若しくは三年以上の有期懲役に処し、又は情状により無期若しくは三年以上の有期懲役及び一千万円以下の罰金に処する。

#### ③ 略

**第四条** ① 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けたる者（第四十二条第五号に該当する者を除く）は、十年以下の懲役に処す。

② 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

#### ③ 略

**第四条** ③ 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

#### 一四四（略）

② 営利の目的で前項の違反行為をした者は、一年以上の有期懲役に処し、又は情状により一年以上の有期懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

#### ③ 略

### ○国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三一条一〇号（令和七・六・一施行）

#### （業として行う不法輸送等）

**第五条** 次に掲げる行為を業として行う者（これらを行つた第八十条の罪に当たる行為を併せて行うことを業として含む）は、無期又は五年以上の懲役及び千円以下の罰金に処する。

**第六条** ① 薬物犯罪取締等の取得若しくは処分につき事実を偽装し、又は薬物犯罪取締等の隠匿した者は、十年以下の懲役に処し、又は五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。薬物犯罪取締の発生原因につき事実を偽装した者も、同様とする。

#### ② 略

③ 第一項の罪を犯す目的をもって、その子輔をした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### （薬物犯罪取締等受取）

**第七条** 情を知つて、薬物犯罪取締等を受取した者は、七年以下の懲役に処し、又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、法令上の義務の履行として提供されたものを受取した者又は契約（債権者において相当の財産上の利益を提供すべきものに限る）の時に当該契約に係る債務の履行が薬物犯罪取締等によつて行われることの情を知らないで当該契約に係る債務の履行として提供されたものを受取した者は、この限りでない。

#### （規制薬物としての物品の輸入等）

**第八条** ① 薬物犯罪（規制薬物の輸入又は輸出に係るものに限る）を犯す意思をもって、規制薬物として交付を受け、又は取得した薬物その他の物品を輸入し、又は輸出した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

薬物犯罪（規制薬物の譲渡し、譲受け又は所持に係るものに限る）を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡し、若しくは譲り受け、又は規制薬物として交付を受け、若しくは取得した薬物その他の物品を所持した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### ○ストーカー行為等の規制等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一〇三条六号（令和七・六・一施行）

#### （罰則）

**第八条** ストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第九条** ① 禁止命令等第五條第一項第一号に係るものに限る。以下同じ。に違反してストーカー行為をした者は、一年以下の懲役又は一百万円以下の罰金に処する。

#### ② 略

**第十条** 前条に規定するもののほか、禁止命令等に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定（覚醒剤取締法）

麻薬及び向精神薬取締法等特例法

ストーカー規制法

# ○刑事訴訟法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
  - ・刑法等の一部を改正する法律 令和四六・一七法六七 本
  - ・刑事訴訟法等の一部を改正する法律 令和五五・一七法一八 本則条（令和七・五・一六まで施行）

**第七十五条の五 複数の弁護人の選任** 裁判官は、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる事件について第三十七条の第二項又は前条の規定により弁護人を付する場合は付した場合において、特に必要であると認めるときは、職権で更に弁護人一人を付することができる。ただし、被疑者が釈放された場合は、この限りでない。

### 第八十九条（要保の保釈）

- 一 被告人が死刑又は無期若しくは長期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 二 被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十を超え懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。
- 三 被告人が常習として長期一年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものであるとき。
- 四 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をするに疑うに足りる相当な理由があるとき。

### 第五十一条（出頭義務違反と罰則）

証人として召喚を受け正當な理由がなく出頭しない者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 第六十一条（宣誓証書の拒絶と罰則）

正当な理由なく宣誓又は証書を拒んずる者は、一年以下懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### 第二十条条（緊急逮捕）

検察官、検察事務官又は司法書士職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合は、緊急を要し、裁判官の逮捕状を求めることができる。いかなる場合においても、被疑者を逮捕することができる。

### 第二十八条（必要の弁護）

死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

### 第三十五条（必要の弁護）

死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならぬ。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

### 第三十条（公訴時効期間）

- ① 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の場合については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。
  - 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年
  - 二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
- ② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の場合については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。
  - 一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年
  - 二 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年
  - 三 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年
  - 四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年
  - 五 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

### 第二十七条（目的外使用の罪）

被告人又は被告人であつた者が、検察官において被告人の審理の準備のために閲覧又は謄写の機会を与えた調書に係る複製等を、前条第三項各号に掲げる手続以外の目的で使用したときは、二年以下の懲役又は罰金に処する。

### 第二十五条（出頭義務とその免除）

拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告後においては、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合においては、被告人は、その権利の保護のため重要なと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

### 第二十三条（必要の弁護）

死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

**第九十一条（簡易公判手続の決定）** 被告人が、前条第五項の陳述に際し、起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官、被告人及び弁護人意見を聴き、有罪である旨の陳述のあつた訴因に限り、簡易公判手続によつて審判する旨の決定をすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは長期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

### 第三〇条（二取調等）

- ① 証書無効
  - 一 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件
  - 二 長期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略

### 第三四条（禁錮以上の刑の宣告と保釈等の失効）

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十一条第二項及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

### 第三四条（禁錮以上の刑の宣告と保釈等の失効）

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十一条第二項及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

### 第三四条（禁錮以上の刑の宣告と保釈等の失効）

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十一条第二項及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

### 第三五〇条（二）

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第六十一条第二項及び第八十九条の規定は、これを適用しない。

**第三五〇条の六（申立書の要件と手続）** 検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事実が明白であり、かつ、輕微であること、証拠調が速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認るときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは長期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。

### 第三五〇条の九（懲役又は禁錮の言渡し）

即決裁判手続において懲役又は禁錮の言渡しをする場合は、その刑の全部の執行の期日を指定しなければならない。

### 第三五〇条の二（上訴控訴の制限）

死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができる。

### 第四九条（罰金命令の失効）

罰金に処する判決に対する上訴は、前二条の規定にかかわらず、これを放棄することができる。

### 第四〇条（自由刑の執行停止）

懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡しを受けた裁判所に対応する検察官の検査又は刑の言渡しを受けた者の所在地を管轄する地方検察庁の検査若しくは指図によつて執行を停止することができる。一刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保持することができない虞があるとき、

### 第四二条（罰金）

懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が心神喪失の状態に在るときは、刑の言渡しを受けた裁判所に対応する検察官の検査又は刑の言渡しを受けた者の所在地を管轄する地方検察庁の検査若しくは指図によつて執行を停止することができる。一刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保持することができない虞があるとき、

### 第四四条（執行のための呼出し）

死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡しを受けた者が拘禁されていないときは、検察官は、執行のため、出頭すべき日時及び場所を指定してこれを呼び出さなければならない。

ければならない。呼出しに応じないときは、収容状を発しな  
ればならぬ。

第四八五条 収容状の発付 死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡し  
を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡するおそれがあるときは、  
検察官は、直ちに収容状を発し、又は司法警察官にこれを  
発せしめることができる。

第四八五条の二 改正により追加

第八八六条 検事長に対する収容の請求 ① 死刑、懲役、禁錮  
又は拘留の言渡しを受けた者が現在在りたるときは、検  
察官は、検事長にその者の刑事施設への収容を請求するこ  
とができる。

② 略

第九二条の二 改正により追加

第九四九条の二 第九四九条の四 改正により追加

### ○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一

刑罰法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等  
に関する法律 令和四・六・七法六八 本則四六条(令和  
七・六・一施行)

第三條(一) 枉書略

三 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に  
当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとし  
てその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き  
当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足  
りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀  
によるものであると疑うに足りる状況があるとき

第一五條 検察官又は司法警察官は、傍受の実施をしては、刑  
に、傍受令状並びに傍受実施書と記載されている犯罪以外の犯罪  
であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げる罪又は死刑若  
しくは無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮に当たる  
ものを実行し、実行していること又は実行することを内容  
とするものと明らかに認められる通信が行われたときは、当  
該通信の傍受をすることができる。

第七條(一) 捜査又は調査の権限を有する公務員が、その捜査又  
は調査の職務に関し、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八  
十六号)第二百十九条第一項又は有線電通信法(昭和二十八  
年法律第九十号)第十四条第一項の罪を犯したときは、三年  
以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

### ○少年法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令 一

刑罰法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等  
に関する法律 令和四・六・七法六八 本則四六条(令和  
七・六・一施行)

第六條の六(一) 枉書略

一 枉書略

以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 取扱いの分離

⑲ 刑罰施設、留置施設及び海上保安留置施設において、少年  
刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律(平成十七  
年法律第五十号)第二条第四号の受刑者(同条第八号の未決拘  
禁者と分離して収容するものを除く)を除く。を、十歳以上  
禁者と分離して収容しなければならない。

⑳ 死刑と無期刑の緩和

第五一一条(一) 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑  
を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑を科す。  
罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、無期刑をも  
つて処断すべきときであつて、その刑は、十年以上二十年以  
下において言い渡す。

㉑ 不定期刑

第五二一条(一) 少年に対して有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべ  
きときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めると  
も、長期の二分の一(長期が十年を下回る)ときは、長期から  
五年を減じた期間(次項において同じ)を下回らない範囲内  
において短期を定めて、これを言い渡す。この場合において、長  
期は十五年、短期は十年を超えることはできない。

㉒ 刑の執行順序の言渡しをする場合には、前二項の規定は、これ  
を適用しない。

第五三一条(一) 懲役又は禁錮の言渡しを受けた少年、第三項の規定  
により少年院において刑の執行を受ける者を除く。に対して  
は、特に設けた刑罰施設又は刑事施設若しくは留置施設内の特  
に分別を設けた場所において、その刑を執行する。

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

第五八一条(一) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(三) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(四) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(五) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(六) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(七) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(八) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(九) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十一) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十二) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十三) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十四) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十五) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十六) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十七) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十八) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(十九) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二十) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二十一) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二十二) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二十三) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。

第五八一条(二十四) 少年のとき懲役又は禁錮の言渡しを受けた者につい  
ては、先に刑を執行する。懲役、禁錮又は拘留の刑が確定  
してその執行前保護処分がなされたときも同様である。



るに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする。

④ (外出及び外泊)

第〇六条の① 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条)において読み替えて適用する場合を含む。少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十一条の規定により仮釈放を許すこととなる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮刑者が、第八十八条の規定により開放受刑者として処遇を受けているときその他法務省令で定める刑に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用途を行い、更生保護に關係のある者を訪問し、その他の釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の間をなし、外出し、又は一日以内の期間を定めて外泊することを許すことが出来る。ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限り、

② (略)

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ (略)

⑬ (略)

⑭ (略)

⑮ (略)

⑯ (略)

⑰ (略)

⑱ (略)

⑲ (略)

⑳ (略)

(懲罰の種類)

第五十一条 (往書略)

二 第九十三条の規定による作業の十日以内の停止(改正により附られた)

三 一六(略)改正後の二五

前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併

有効な改正前規定(更生保護法)

せて、同項第六号の懲罰(以下この節において「閉居罰」といふ。)にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

③ (略)

④ (略)

⑤ (略)

⑥ (略)

⑦ (略)

⑧ (略)

⑨ (略)

⑩ (略)

⑪ (略)

⑫ (略)

⑬ (略)

⑭ (略)

⑮ (略)

⑯ (略)

⑰ (略)

⑱ (略)

⑲ (略)

⑳ (略)

㉑ (略)

㉒ (略)

㉓ (略)

㉔ (略)

㉕ (略)

㉖ (略)

㉗ (略)

㉘ (略)

㉙ (略)

㉚ (略)

○更生保護法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律(令和四・六・一七法六七) 本則七条(令和七・六・一施行)

・刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和五・五・一七法二八) 附則二九条(令和七・五・一六までに施行)

(法定期間経過の通告)

第三三条 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため收容している者について、刑法第二十八条又は少年法第四十八条第一項に規定する期間が経過したときは、その旨を地方委員会に通告しなければならない。

(仮釈放及び仮出場の申出)

第三四条(一) 刑事施設の長又は少年院の長は、懲役又は禁錮の刑の執行のため收容している者について、前条の期間が経過し、かつ、法務省令で定める基準に該当すると認めるときは、地方委員会に対し、仮釈放を許すべき旨の申出をしなければならない。

(仮釈放の取消)

第七五条(一)(略)

③ 刑事訴訟法第四百八十四条から第四百八十九条までの規定は、仮釈放を取り消された者の收容について適用があるものとする。

第三章第五節

第一款名(改正により追加)

(保護観察の仮解除)

第八一条(一)(五)(略)

⑥(改正により追加)

第三章第五節

第二款(第八一条の二)第八一条の五(改正により追加)

(更生緊急保護)

第八五条(一)(往書略)

一 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行を終つた者

二 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行の免除を得た者

三 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、

その裁判が確定するまでの者

四 前号に掲げる者のほか、懲役又は禁錮につき刑の全部を執行猶予の言渡しを受け、保護観察に付されなかつた者

五 懲役又は禁錮につき刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかつた者であつて、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終つたもの

六(略)

七(略)

八(略)

九(略)

十(略)

十一(略)

十二(略)

十三(略)

十四(略)

十五(略)

十六(略)

十七(略)

十八(略)

十九(略)

二十(略)

二十一(略)

二十二(略)

二十三(略)

二十四(略)

二十五(略)

二十六(略)

二十七(略)

二十八(略)

二十九(略)

三十(略)

三十一(略)

# ○労働基準法

有効な改正前規定（労働基準法）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令四・六・一七法六） 本則二二三条（令和七・六・一施行）

**第二十七条** 第五條の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

**第二八条** 第六條、第五十六條、第六十三條又は第六十四條の二の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

**第二九条** 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
一 一四（略）

**第四一條** ④（略）  
⑤ 第三項の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

# ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

有効な改正前規定（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）

令和四年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成奨励対策推進法の一部を改正する法律（令和六・五・三三法四二） 本則二二条（令和七・一〇・一施行）

**第一條** この法律は、第一号に掲げる用語の定義であつては、第九條の七、第六十條第二十八項、第三十四項、第三十五項及び第三十八項並びに第六十一條の二、第三十三項を除く。において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 五（略）  
二 妊娠又は出産等についての申出があつた場合等における措置等（略）

**第二條** ①（略）  
② ③（略） 改正により追加  
④ 事業主は、労働者が第一項又は第二項の規定による申出をしたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。改正後の⑥

## （育児休業等に関する定め等の周知等の措置）

**第二條** ① 前条第一項から第三項までに定めるもののほか、事業主は、育児休業及び介護休業に関して、あらかじめ次に掲げる事項を定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置（労働者若しくはその配偶者が妊娠し、若しくは出産したとき又は労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、当該労働者に知らせる措置を含む。）を講ずるよう努めなければならない。  
②（略）

## （所定労働時間の短縮措置等）

**第三條** ① 事業主は、その雇用する労働者のうち、その三歳に満たない子を養育する労働者であつて育児休業をしていないもの（二日の所定労働時間が短い労働者として厚生労働省令で定

めるものを除く。）に関して、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づき所定労働時間を短縮することにより、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下の条及び第二十四條第一項第三号において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という。）を講じなければならない。ただし、当該事業主が当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児のための所定労働時間の短縮措置を講じないものとして定められた労働者に該当する労働者については、この限りでない。  
① 一三三（略）  
② 一三三（略）

一 労働者の申出に基づき、当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるもので定める場所における勤務（第二十四條第四項において「在宅勤務等」という。）をさせる措置（同条第一項において「在宅勤務等の措置」という。）  
二 前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十二條の第二項の規定により労働させるその他の労働者の申出に基づき、厚生労働省令で定める当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（第二十四條第一項において「始業時刻変更等の措置」という。）

**第三條** ③ 改正により追加  
（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）  
**第三四條** ① 事業主は、その雇用する労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用するに当たつて、子の看護等休暇、介護休暇及び労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇として与えられるものを除き、出産後の養育について出席面において準備することができ、休暇を含む）を与えるための措置及び次に掲げる当該労働者の区分に応じ当該各号に定める制度又は措置に準じ、それぞれ必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
④（略）

三 その三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者、育児休業に関する制度、育児のための所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置  
④（略）

## （職業家庭間立推進者）

**第九條** 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二

十一條第一項から第三項まで、第二十二條の二から第二十二條の二まで、第十三條第二項から第三項まで、第十四條第二十七條に定める措置等並びにその養育は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職生活、家庭生活の両立を図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者を選任するよう努めなければならない。



### ○最低賃金法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三二条四号（令和七・六・一施行）

第三十九条 第三十四条第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

### ○個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二六条（令和七・六・一施行）

第九條（委員の欠格事項）  
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

②（略）

### ○労働審判法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三条一五号（令和七・六・一施行）

第三四條 労働審判員又は労働審判員であつた者が正当な理由がなくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（入の秘密を漏らす罪）

### ○労働組合法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則三五条（令和七・六・一施行）

第九條の四（委員の欠格事項）  
一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となることができない。

②（略）

（和解）  
第一七條の一四①―⑤（略）

⑥ 前項の規定による債務名義についての執行文の付与は、労働委員会の会長が行う。民事執行法第二十九条後段の執行文及び文書の謄本の送達も、同様とする。

⑦（略）  
⑧ 第四項の和解調書並びに第六項後段の執行文及び文書の謄本の送達に關して必要な事項は、政令で定める。

第二八條 救済命令等の全部又は一部が確定判決によつて支持された場合において、その違反があつたときは、その行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二八條の二 第二十七條の八第一項（第二十七條の十七の規定により準用する場合を含む。）の規定により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

第二九條 第二十三條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

有効な改正前規定（最低賃金法）

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律

労働審判法

労働組合法

有効な改正前規定（職業安定法）

### ○職業安定法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二三三條（令和七・六・一施行）

#### （許可の資格事由）

**第三條（雇手略）**  
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律の規定（同法第五十條、第二号に係る部分に限る。）及び第五十二條の規定を除く。）により、若しくは法（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第一百六條、第二百八條、第一百八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等に関する法律（天正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第七十三條の二第二項の罪を犯したことに、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
二 二十三（略）

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二九九條（令和七・六・一施行）

#### （許可の資格事由）

**第六條（雇手略）**  
一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定、同法第五十條（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二條の規定を除く。）により、若しくは刑（明治四十年法律第四十五号）第二百四條、第二百六條、第二百八條、第二百八十八條の二、第二百二十二條若しくは第二百四十七條の罪、暴力行為等に関する法律（天正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三十九号）第七十三條の二第二項の罪を犯したことに、又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わらぬ、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者  
二 二十三（略）

### ○生活保護法

上及び指揮命令上とする。

令和七年四月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則二七三條（令和七・六・一施行）

#### （罰則）

**第五條①** 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。  
② 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは遣手・就職準備給付金の支給を受け、又は他人をし受けさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。  
**第八五條の二** 第二十七條の三第六項、第五十五條の七第三項、第五十五條の八第三項及び第五十五條の十第一項において準用する場合を含む。及び第五十五條の九第四項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

**第四七條の三** 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に当りては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主となして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（法律十條、第十六條、第十八條の四及び第十八條の七において準用する場合を含む。）第十六條の十、第十八條の二、第二十條の二、第二十一條第四項、第二十三條の二、第二十五條及び同法第二十五條第一項中「雇用上」とあるのは、「雇う管理

**育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例**  
第四七條の三 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に当りては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主となして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（法律十條、第十六條、第十八條の四及び第十八條の七において準用する場合を含む。）第十六條の十、第十八條の二、第二十條の二、第二十一條第四項、第二十三條の二、第二十五條及び同法第二十五條第一項中「雇用上」とあるのは、「雇う管理

## ○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則九四条（令和七・六・一施行）

### 第三十二条（役員等の身分保障）（柱書略）

一・二（略）  
四 禁錮以上の刑に処せられた場合  
五・六（略）

### 第八十九条（不当取引制限等の罪）① 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）  
②（略）

### 第九十条（確立排除措置命令違反等の罪） 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・二（略）  
一・三（略）

### 第九十一条（銀行業・保険業を営む会社による議決権の取得等の規

制違反の罪）第十一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

### 第九十二条（懲役及び罰金の併科）第八十九条から第九十一条までの

の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ

### 第九十三条（秘密漏示等の罪）第三十九条の規定に違反した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

### 第九十四条（行政調査の拒否等の罪） 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一・四（略）

第九四条の三（秘密保持命令違反の罪）① 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
②（略）  
③（略）

## ○不当景品類及び不当表示防止法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

### 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六八）本則一三八条二号（令和七・六・一施行）

### 第四十六条① 措置命令に違反したときは、当該違反行為をした者は二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ

### 第四十七条 第二十五条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答をせず、若しくは虚偽の答をしたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

② 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができ

有効な改正前規定（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 不当景品類及び不当表示防止法）





○特許法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則三〇一条〇号（令和七・六・一施行）

（侵害の罪）

第九六条 特許権又は専用実施権を侵害した者（第二百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く）は、五年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九六条之二 第二百一条の規定により特許権又は専用実施権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（詐欺の行為の罪）

第九七条 詐欺の行為により特許、特許権の存続期間の延長登録、特許異議の申立てについての決定又は審決を受けた者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（虚偽表示の罪）

第九八条 第一百八十八条の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（秘密を漏らした罪）

第二〇〇条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に關して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二〇〇条之二 査証人又は査証人であつた者が査証に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（秘密保持命令違反の罪）

第二〇〇条之三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

②③（略）

○商標法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則三〇一条一三〇号（令和七・六・一施行）

（侵害の罪）

第七八条 商標権又は専用使用権を侵害した者（第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者を除く）は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七八条之二 第三十七条又は第六十七条の規定により商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

○不正競争防止法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四・六・一七法六△）本則三〇一条九〇号（令和七・六・一施行）

（罰則）

第二条 ① 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

③ 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

④ ⑤（略）

# ○著作権法

令和七年四月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四・六・一七法六八) 本則二七条四号(令和七・六・一施行)

## 第二九条① 著作権又は著作隣接権を侵害した者(第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。第三項において同じ。)に定める私的使用の目的をもつて自ら著作物若しくは実演等の複製を行った者、第百二十三条第二項、第三項若しくは第六項から第八項までの規定により著作権、出版権若しくは著作隣接権(同項の規定による場合にあつては、同条第九項の規定により著作隣接権とみなされる権利を含む。第百二十条の二第五号において同じ。)を侵害する行為とみなされる行為を行った者、第百二十三条第十項の規定により著作権若しくは著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行った者又は次項第三号若しくは第六号に掲げる者を除く。)は、十年以下の懲役若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

② 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 一六(略)

③ 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 一六(略)

## ④⑤(略)

第二〇条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 一六(略)

第二二条 著作物でない者の実名又は周知の変名を著作者として表示した著作物の複製物(原著作物の著作物でない者の実名又は周知の変名を原著作物の著作者として表示した二次的著作物の複製物を含む)を頒布した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二二条の二 次の各号に掲げる商業用レコード(当該商業用レコードの複製物(二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む)を含む)を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもって所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者(当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して七十年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行った者を除く。)は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
一 一六(略)

②(略)

第二二条の二① 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。